業務委託仕様書

本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとする。

１　業務委託名

次期京都市自転車総合計画（仮称）策定支援業務等に関する業務委託

２　履行場所

京都市全域

３　履行期間

契約日の翌日から令和８年３月３１日まで

４　業務委託の概要

（１）目的

本市では、令和３年１０月に策定した「京都市自転車総合計画２０２５（※１）」（以下「現計画」という。）の推進期間が令和７年末をもって満了することから、現状の課題や自転車を取り巻く社会動向など（※２）を踏まえ、「次期京都市自転車総合計画（仮称）」（以下「次期計画」という。）の策定を行う。

また、次期計画の策定及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン＜国土交通省、警察庁＞」の改定等に伴い、本市自転車施策の取組の一つである自転車走行環境整備を進めるための統一的な整備マニュアルである「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の改定を行う。

そこで、本業務では、①自転車利用実態や自転車関連事故、自転車走行環境整備の効果検証などの計画策定に必要な調査・分析業務、②次期計画で取り組むべき施策の提案や自転車走行環境の整備計画路線等の選定、計画素案の作成などの次期計画の策定支援業務、③次期計画の検討にあたり開催する京都市自転車政策審議会（以下「審議会」という。）及び策定部会の運営補助、④計画策定に伴う「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の改定業務を行うこととする。

なお、次期計画については、「長期ビジョン（仮称）（次期京都市基本計画）」や令和８年度策定予定の「第３次自転車活用推進計画＜国土交通省＞」（以下「国計画」という。）の内容を踏まえたものとするため、令和８年秋頃の策定を予定しており、本年度の業務としては、計画素案の審議までを予定している。

（※１）現計画について

現計画においては、「自転車共生都市・京都」を目指し、３つの柱に沿って、自転車走行環境整備や自転車安全教育、自転車駐輪環境整備、多様な面での自転車の活用等の事業を推進しており、放置自転車対策、走行環境の整備延長拡大、ライフステージ別の安全教育等により自転車事故の減少などの成果を上げてきた。

（※２）次期計画において踏まえるべき要素

〇現状の課題（事故件数の下げ止まり、外国人観光客を含めた自転車利用者のルール・マナーの向上など）

○人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化
○新たな電動モビリティの登場
○令和８年春までに予定されている交通反則通告制度（青切符）の導入、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定などの国や警察の動向
○国の「第３次自転車活用推進計画」や京都府の「第２次自転車活用推進計画」
○本市の上位計画（「長期ビジョン（仮称）」「新京都戦略」「歩くまち・京都総合交通戦略２０２１」）
○交通、健康、医療、環境、観光、防災等の本市関連施策
○地域の交通基盤や交通特性、道路空間の状況、交通規制の状況、人口分布・年齢階層・地形の起伏、施設立地等の本市の都市特性及び将来の都市構造、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

など

（２）業務項目

ア　計画準備

(ｱ)　業務計画書の作成　：　一式

イ　計画策定に係る調査・分析業務

(ｱ)　自転車利用実態の調査・分析

a　調査の実施　：　一式

b　調査結果の分析及び集計、図表化　：　一式

(ｲ)　自転車関連事故に関する調査・分析

a　自転車関連事故データの分析　：　一式

(ｳ)　自転車走行環境整備の効果検証調査等の実施

a　調査の実施　：　一式

b　調査結果の分析　：　一式

ウ　計画策定支援業務

(ｱ)　現計画における評価と課題等の分析　：　一式

(ｲ)　自転車施策に関する事例調査　：　一式

(ｳ)　骨子案作成支援　：　一式

(ｴ)　実施すべき施策の検討　：　一式

(ｵ)　整備計画路線の検討・整理

a　基本方針及び計画目標の設定　：　一式

b　路線の選定・路線図の作成　：　一式

c　最終整備形態の選定　：　一式

d　優先順位の設定　：　一式

(ｶ)　計画素案の作成　：　一式
(ｷ)　計画素案に関するパブリックコメント用資料の作成　：　一式

エ　審議会及び策定部会の運営補助
(ｱ)　審議会の運営補助　：　一式
(ｲ)　策定部会の運営補助　：　一式

オ　「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の改定
(ｱ) 郊外部へのガイドライン適用に向けた検討　：　一式
(ｲ) 維持修繕に係る基本方針の決定　：　一式
(ｳ) ガイドラインの改定作業　：　一式
(ｴ) 関係機関協議資料の作成　：　一式

カ　報告書の作成　：　一式

キ　打合せ協議
(ｱ)　打合せ協議の実施　：　一式
(ｲ)　管理技術者の立ち会い　：　一式

ク　成果品の納品
(ｱ)　成果品の納品　：　一式
(ｲ)　電子成果品　：　一式
(ｳ)　内容確認の実施　：　一式
(ｴ)　納品する成果品について　：　一式

５　業務内容

（１）計画準備

ア　業務計画書の作成

本事業計画の内容、本事業の内容を十分に理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

（２）計画策定に係る調査・分析業務

ア　自転車利用実態の調査・分析

(ｱ)　調査の実施

・　本市における自転車の利用実態を把握するため、１５歳（高校生）以上の市民を対象にアンケートの手法により調査を実施し、１，０００サンプルを確保すること。

・　サンプル確保に当たっては、その構成が、「京都市住民基本台帳」に基づく、行政区別の年代及び性別の構成比（契約時の最新値）と同程度になるよう努めること。

・　設問作成に当たっては、過年度の調査を参考（参考資料１）に、本市に提案・協議のうえ、内容を確定させること。また、効果的な分析ができる調査票となるよう、助言、提案を行い、次期計画の参考となる設問とすること。

(ｲ)　調査結果の分析及び集計、図表化

調査結果については、過年度の調査結果を参考に、分析（設問やその結果によってはクロス分析を実施）のうえ、まとめること。

また、総合計画の評価指標の推移について、過年度の調査結果や関連した設問を踏まえて、分析を行うこと。

なお、調査結果については、本市の政策的判断の参考資料としているため、分析業務の途中であっても、調査結果に係る速報データを途中で求める場合がある。

イ　自転車関連事故に関する調査・分析の作成

(ｱ)　自転車関連事故データの分析

本市の提供する事故データ及び過年度の調査結果を活用のうえ、市内の自転車関連事故の発生状況等について、まとめること。

また、より効果的な分析ができるよう、分析項目等について、助言、提案を行うものとする。

【分析内容（案）】※　参考過年度の調査結果参照

○　京都市内の自転車関連事故分析のまとめ

○　京都市の自転車関連事故の水準（政令市比較）

・　自転車関連事故件数の推移

・　自転車関連事故が全交通事故に占める割合、人口 1，000 人当たりの自転車関連事故件数

○　京都市全体の自転車関連事故の特性

・　事故相手

・　道路形状及び事故類型

・　第１当事者・第２当事者の状況

・　衝突地点

・　事故の発生場所

・　幹線道路、準幹線道路、その他道路（生活道路等）のそれぞれが占める事故割合

・　事故多発路線

・　事故多発交差点

・　法会違反の状況

・　死亡事故

・　重傷事故

・　対自転車事故、対歩行者事故の特性

ウ　自転車走行環境整備の効果検証調査等の実施

(ｱ) 調査の実施

a 幹線・準幹線道路での調査の実施（整備後）（７路線、２交差点）

自転車走行環境整備の効果を検証するために、整備を行った箇所において、自転車の通行状況等の調査を実施する。なお、調査項目については、過年度からの経年的な変化を比較するため、過年度の調査項目、方法と整合を図ること。

調査地点については、過年度と同一の箇所（参考資料２）とする。

① ２路線（河原町通、丸太町通）、１交差点（河原町通×丸太町通）

② ３路線（烏丸通、今出川通、三条通）、１交差点（烏丸通×紫明通）

③ １路線（御池通）

④ １路線（山陰街道）

a) 歩行者・自転車交通量調査

歩行者及び自転車の交通状況を把握するため、平日の１日において、交通量調査を実施する。

調査時間： ７時～１９時

調査方法： 歩行者及び自転車を調査対象とし、調査地点において、目前を通過した歩行者・自転車を数取器で、通行方向別（上り、下り）に１時間ごとに計測し、調査票に数値を記録する。自転車については、通行位置別（車道、歩道）に区分する。

b) 自転車の走行速度調査

自転車走行環境整備の効果を検証するため、平日の１日において、自転車の走行速度調査を実施する。

調査時間： ７時～１９時のうち交通量ピーク時間帯（１時間程度）

調査方法： 自転車を対象とし、調査箇所にビデオカメラを設置し、交通量ピーク時間帯（１時間程度）について、ビデオ撮影による走行速度等の調査を行う。

取得した映像から上り下りの通過する走行速度を算出する。走行速度の算出は、ビデオ画像から点間の距離と通過時刻を記録し算出する。横断歩行者や駐車場等の出入り、路上駐停車等の影響があるデータは除く。

b アンケート調査の実施（２地区）

自転車走行環境整備に関する印象（歩行者や自転車の安全・快適性など）等を把握するため、道路利用者（歩行者、自転車等）等を対象とした街頭インタビュー（平日の１日）において、アンケート調査を実施する。

調査方法： アンケート用紙を作成し調査する。アンケート用紙の作成に当たっては、前回（令和５年度）の内容（参考資料３アンケート（案））を参考に、歩行者、自転車及び自動車の安全・快適性を評価できるよう工夫する。

また、必要に応じて整備手法に関する評価・課題、自転車通行

方法などのルールの認知度、整備の浸透状況を含め、幅広い視点での効果検証が行えるよう留意し、詳細内容については監督職員と協議し決定する。

アンケートは道路利用者（歩行者、自転車等）等を対象とし、アンケートのサンプル数は1地区あたり200以上とする。

c　生活道路エリアでの調査の実施

生活道路における今後の修繕方針、整備方針の検討資料とするため、整備を行っている生活道路において、自転車利用状況等の調査を行う。

＜作業の想定（一例）＞

●生活道路エリアでの調査の実施

調査路線：２路線（生活道路（交差点付近のみ矢羽根整備）、生活道路（単路部　＋交差点において矢羽根整備））

①　交通量調査

歩行者及び自転車、自動車の交通状況を把握するため、平日の１日において、交通量調査を実施する。

調査時間：７時～１９時

調査方法：歩行者及び自転車、自動車を調査対象とし、通行方向別（上り、下り）に１時間ごとに計測する。

②　自動車の走行速度調査

自転車走行環境整備の効果を検証するため、平日の１日において、自動車の走行速度調査を実施する。

調査時間：７時～１９時のうち交通量ピーク時間帯（１時間程度）

調査方法：自動車を対象とし、交通量ピーク時間帯（１時間程度）について、ビデオ撮影による自動車の走行速度の調査を行う。

③　交差点部での一時停止・徐行・減速状況調査

生活道路の交差点において、交通量ピーク時間帯（１時間程度）について、注意喚起マーク整備前後で自転車の走行スピードがどれくらい変化するのか調査する。

調査時間：７時～１９時のうち交通量ピーク時間帯（１時間程度）について、ビデオ撮影による自転車の一時停止状況及び徐行、走行速度の調査を行う

(ｲ)　調査結果の分析

上記の調査結果を分析し、自転車走行環境整備の効果について考察する。

（３）計画策定支援業務（計画策定のスケジュール案は別紙参照 参考資料４）

ア　現計画における評価と課題等の分析

現計画の実績、本市が所有する自転車関係データの分析結果（自転車利用実態の調査、自転車走行環境整備の効果検証、自転車関係事故に関する調査等）、審議会における審議内容等から、本市の自転車政策の取組を把握するとともに、現計画における評価と課題、本市の強み等を分析し、次期計画において重点的に取り組むべき課題を整理する。

イ　自転車施策に関する事例調査

国内外の自転車施策に関する最新情報を収集するとともに、他都市の自転車活用推進計画、施策等の資料収集及び整理を行う。

ウ　骨子案作成支援

次期計画の基本的な方向性、取組方針等を検討するにあたり、本市が作成する骨子案に対して、提案及び助言を行うこと。

提案及び助言を行うに当たっては、上記ア、イ及び４（１）（※２）を踏まえること。

エ　実施すべき施策の検討

上記ア～ウの結果を踏まえ、現行計画の推進施策のうち引き続き実施する施策、強化・充実する施策、新たに推進する施策を検討し、その案を本市に提案する。

検討に当たっては、①自転車安全利用環境の向上（ルール・マナー、自転車走行環境整備、放置自転車対策）②多様な場面での自転車の活用③各施策を支えるインフラであるネットワークや ICT の強化の３つの視点から検討すること。

また、４（１）（※２）を踏まえた内容とすること。

なお、審議会及び策定部会に意見聴取する予定であり、その結果を踏まえた検討を行うものとする。

オ　整備計画路線等の選定

令和６年度の成果を参考に京都市の自転車走行環境整備方針を設定し、ネットワーク計画の対象エリアの選定、路線の選定、整備形態の選定を行う。

自転車ネットワーク整備効果を早期発現させるため、安全性、快適性の向上や計画目標達成の観点から自転車走行環境整備路線の整備優先度を検討する。

(ｱ)　基本方針の設定

前年度の成果等を参考に今後の整備計画の基本方針の設定を行う。

(ｲ)　路線の選定・路線図の作成

計画の達成に必要な路線を選定し、路線図を作成する。

(ｳ)　最終整備形態の検討

歩行者、自転車の安全の観点、道路現況等から最終的な整備形態を検討する。

(ｴ)　優先順位の検討

整備済みの区間を接続する区間（ネットワーク路線に位置付けられた区間相互を結ぶことでネットワーク化に資する路線）や市内の主要な拠点にアクセスするための必要な路線（駅周辺など）、自転車の利用が多い路線等を踏まえ、整備優先度を検討する。

カ　計画素案の作成

上記ア～オを踏まえ、次期計画の計画素案（５０頁程度）を作成する。

計画素案については、パブリックコメントの公表用として使用するため、市民や事業者等にとって分かりやすい表現となるよう工夫して作成すること。（パブリックコメント実施にあたり、次のキで作成する概要版と併せて本市ホームページに掲載予定）

なお、作成に当たっては、審議会及び策定部会に意見聴取する予定であり、その結果を踏まえた検討・修正等を行うものとする。

キ　計画素案に関するパブリックコメント用資料の作成

計画素案に関して、令和８年度にパブリックコメントを実施することを予定しており、パブリックコメント用の資料として、計画素案の概要をまとめた資料を作成する。

なお、作成に当たっては、審議会に意見聴取する予定であり、その結果を踏まえた検討・修正等を行うものとする。

（４）審議会及び策定部会の運営補助

ア　審議会の運営補助

次期計画の検討に当たっては、１８名のメンバーからなる審議会の意見を聴取する予定である。その運営に当たって次のとおり、補助を行う。（委員報酬については、本契約の対象外）

なお、審議会は、1回当たり２時間程度で計３回程度の開催を予定している。

(ｱ)　審議会用資料の作成、印刷（４０頁程度）　５０部

(ｲ)　審議会における事務局補助（会場の借上（４０名程度が入る会場を想定）、設営、物品の準備、写真撮影）

※オンライン会議の設備を整えること。（会議用パソコン、Web カメラ、Wi-Fi 機器、集音マイク等）

(ｳ)　議事概要の作成

イ　策定部会の運営補助

次期計画の検討に当たっては、審議会の下部組織として分野ごとの３つの策定部会（各１０名程度を予定）を設置し、策定部会に意見を聴取する予定である。

その運営に当たって次のとおり、補助を行う。（委員報酬については、本契約の対象外）

なお、策定部会は、1回当たり２時間程度で計４回程度の開催を予定している。

(ｱ)　策定部会用資料の作成、印刷（４０頁程度）　４０部

(ｲ)　策定部会における事務局補助（会場の借上（３０名程度が入る会場を想定）、設営、物品の準備、写真撮影等）

※オンライン会議の設備を整えること。（会議用パソコン、Web カメラ、Wi-Fi 機器、集音マイク等）

(ｳ)　議事概要の作成

（５）「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の改定①

ア　郊外部へのガイドライン適用に向けた検討

ガイドラインにおいて、令和４年度に改定を行った内容（自転車マークや交差点内の矢羽根の設置間隔）の妥当性について、過年度の成果や他都市の状況等を分析・検証し、郊外部への適用についての検討を行う。

また、郊外部において、整備効果を早期発現させるため、視認性を考慮した上で、矢羽根設置間隔拡大の適用についての検討を行う。

イ　維持修繕に係る基本方針の決定・生活道路の整備方針の改定

令和７年度に実施を予定している調査（（２）ウ(ｱ) c　生活道路エリアでの調査の実施）の結果及び過年度の成果等から経年劣化による整備効果の低減の有無等について検証を行い、今後の短期的・中長期的な補修方針や今後の生活道路においての整備方針について、それぞれ検討を行う。

ウ　ガイドラインの改定作業

令和６年度の成果※及び上記ア、イを参考に、改定を行うべき内容について整理し、ガイドラインの改定作業を進め、「ガイドラインの改定（暫定版）」を作成する。

※令和６年度、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省・警察庁）の改定を受け、改定を行うべき項目について整理している。

エ　関係機関協議資料の作成

ガイドラインの改定にあたっては、京都府警や学識経験者から安全面等に関する意見を聞きながら、作業を行う必要がある。

関係機関（京都府警、審議会を想定している。）との協議資料の作成及び協議における指摘事項の修正等を行う。

（６）報告書の作成

本業務において実施した調査及び検討内容等について報告書としてとりまとめるとともにその概要版を作成する。

（７）打合せ協議

ア　打合せ協議の実施

業務の打合せは、業務着手時、業務中間時５回、成果品納入時（業務完了時）の計７回を行うものとする。ただし、必要が生じた場合は、本市と合議の上、適宜打合せ協議を実施するものとする。また、各打合せの記録簿を作成すること。

イ　管理技術者の立ち会い

業務着手時及び業務完了時は、管理技術者が立ち会うものとする。

（８）成果品の納品

ア　成果品の納品

成果品は、報告書（概要版を含む）を工期末までに納品する。なお、納品前に監督職員と詳細を打ち合わせなければならない。また、受注者は、成果品納品後であっても、成果品に誤りがあった場合には直ちに訂正するとともに、成果品に対して説明等を求めた場合には速やかに対応するものとする。

イ　電子成果品

電子成果品は、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）令和６年３月」（以下「電子納品要領」という。）に基づき作成されたものとする。

なお、電子納品要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ、作成するものとする。

ウ　内容確認の実施

電子成果品の提出の際には、「京都市電子納品チェックシステム」により照査を行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を行い提出するものとする。

エ　納品する成果品について

以下のとおりとする。

(ｱ)　報告書（概要版含む）２冊（両面・カラー刷り）　　一式

(ｲ)　電子成果品（ＣＤ－Ｒ）　　一式

６　その他

（１）本業務の履行にあたっては、本業務委託仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和７年２月 京都市)」によるものとする。

（２）契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。

（３）受託業者に決定した場合、技術提案書に記載する配置予定管理技術者の履行途中における変更は、特別な事情がない限り認めないものとする。

７　貸与資料

・京都市自転車総合計画２０２５（令和３年１０月策定）
・京都市自転車利用実態調査業務委託（令和５年度）
・京都市自転車走行環境整備ガイドライン（令和４年４月改定）
・京都市自転車安全教育プログラム（平成３０年３月）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（令和６年度）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（令和５年度）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（令和４年度）
・京都市自転車走行環境整備ガイドライン改定に関する調査業務委託（令和３年度）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（令和元年度）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成 30 年度）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成 29 年度）
・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成 28 年度）
・次期京都市自転車総合計画（仮称）策定に関する調査・検討等業務（その１）（令和元年度）
・次期京都市自転車総合計画（仮称）策定に関する調査・検討等業務（その２）（令和２年度）
・次期京都市自転車総合計画（仮称）策定に関する調査・検討等業務（その３）（令和３年度）

・京都市における自転車関連事故データ（平成 24 年から令和 6 年分）
・道路交通センサス（令和３年度）

８　参考資料

本業務の検討作業においては、次に掲げる上位計画・関連資料を参照すること。

・京都市基本計画
・新京都戦略
・京都市レジリエンス戦略
・「歩くまち・京都」総合交通戦略２０２１
・京都市地域公共交通計画
・第１１次京都市交通安全計画
・京都市地球温暖化対策計画
・各区基本計画
・京都市都市計画マスタープラン
・京都市都市計画マスタープラン　地域まちづくり構想編
・京都市持続可能な都市構築プラン
・京都市民健康づくりプラン（第２次）
・京都観光振興計画 2025
・京都市地域防災計画
・自転車活用推進法（国土交通省）
・第２次自転車活用推進計画（国土交通省）
・第２次京都府自転車活用推進計画
・その他関連業務資料（他都市事例等）
・長期ビジョン（仮称）※令和８年１月策定予定
・第３次自転車活用推進計画（国土交通省）※令和８年度策定予定

参考資料１

赤字：回答対象者

：その他→記入してもらう
：その他→記入なし

設問数	設問No.	枝1	枝2	種別	回答者	設問内容	選択種別	選択肢
	SC1			属性	すべて	あなたのお住まいを以下よりお選びください。	単一	1 京都市北区
								2 京都市上京区
								3 京都市左京区
								4 京都市中京区
								5 京都市東山区
								6 京都市山科区
								7 京都市下京区
								8 京都市南区
								9 京都市右京区
								10 京都市西京区
								11 京都市伏見区
								12 その他の地域なし
	SC2			属性	すべて	性別を以下よりお選びください。	単一	1 男
								2 女
								3 その他
	SC3			属性	すべて	年齢を以下よりお選びください。	単一	1 15歳～17歳
								2 18歳～24歳
								3 25歳～29歳
								4 30歳代
								5 40歳代
								6 50歳代
								7 60歳代
								8 70歳代以上
	SC4			属性	すべて	現在のご職業を以下よりお選びください。	単一	1 会社員
								2 公務員
								3 自営業
								4 専業主婦・主夫
								5 高校生
								6 短大生・大学生・大学院生
								7 専門学校生・専修学校生
								8 パート・アルバイト
								9 無職
								10 その他（具体的に記入　　）
1	Q1			自転車の利用状況	すべて	あなたの自転車の保有・利用の状況について最もあてはまるものをお選びください。	単一	1 自転車を保有し、利用している
								2 自転車を保有していないが、仕事等で自転車を利用している
								3 自転車を保有しているが、利用していない
								4 自転車を保有も利用もしていない
2	Q2				自転車利用者【Q1の回答1と2】	あなたの自転車の利用頻度についてあてはまるものをお選びください。	単一	1 毎日利用
								2 週に５～６日利用
								3 週に３～４日利用
								4 週に１～２日利用
								5 それ以下の頻度
3	Q3				自転車利用者【Q1の回答1と2】	あなたの自転車の利用目的についてあてはまるものを利用の多い順に上位3つまでお選びください。	1～3位	1 通勤
								2 通学
								3 仕事（業務）
								4 買物などの日常生活
								5 子どもの送迎
								6 趣味（サイクリングなど）
								7 その他（具体的に記入　　）
4	Q4				自転車利用者【Q1の回答1と2】	利用自転車の車種についてあてはまるものをお選びください。 複数台所持している場合は、利用の多い順に上位3つまでお選びください。 ※自身で自転車を保有していない場合でも、（京都市内において）仕事等で自転車を使用することがあればお答えください。	1～3位	1 【非電動】シティサイクル（ママチャリ）
								2 【非電動】子乗せ自転車
								3 【非電動】クロスバイク
								4 【非電動】ロードバイク
								5 【非電動】マウンテンバイク
								6 【非電動】折りたたみ自転車
								7 電動アシスト自転車（子乗せ自転車）
								8 電動アシスト自転車（スポーツタイプ）
								9 電動アシスト自転車（子乗せ・スポーツタイプ以外）
								10 その他（具体的に記入　　）
5	Q5	1		自転車の走行環境	すべて	次の写真のようなベンガラ色（暗い赤茶）の矢羽根型の路面表示を知っていますか。 	単一	1 知っている
								2 知らない
6	Q5	2			Q5-1で「１知っている」と回答した方	Q5-1で「1 知っている」と答えた方にお伺いします。 矢羽根型の路面表示をどこで知りましたか。 当てはまるものをすべてお選びください。 ※Enjoy 自転車 Life in Kyoto https://kyoto-bicycle.com/rulemanne	複数	1 路面表示を実際に見た
								2 Enjoy 自転車 Life in Kyoto（ルール・マナー冊子）※
								3 ２以外のルール・マナーの啓発物（具体的に記入　　）
								4 京都市サイクルサイト（京都市公式ホームページ）
								5 ４以外のインターネットサイト
								6 自転車安全教室
								7 SNS
								8 その他（具体的に記入　　）
								9 覚えていない
7	Q6				すべて	車道の路面に矢羽根や自転車マークなどの整備された道路を走行する際にどう思いますか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 車道に矢羽根があると車道を走らないといけないと思う
								2 車道に矢羽根があると走りやすい
								3 車道に矢羽根がある方が自動車は自転車に気を付けていると思う。
								4 車道に矢羽根があると自転車の走行ルールを守る意識が高くなる。
								5 自動車を運転する際、車道に矢羽根がある方が自転車に気を付けている。
								6 自動車を運転する際、車道に矢羽根があっても、特に自転車を気にしない。
								7 車道に矢羽根があっても特に気にしたことがない
								8 その他（具体的に記入　　）
8	Q7	1			すべて	京都市内を歩いていて、自転車を危険に感じたことはありますか。	単一	1 よくある
								2 時々ある
								3 あまりない
								4 全くない

9	Q7	2			Q7-1で「4 全くない」の回答以外	Q7-1で「4 全くない」と答えた方以外の方にお伺いします。 京都市内を歩いていて、自転車利用者の走行で危険を感じたり、危険に思ったりする行為は何ですか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 歩道でもスピードを緩めず走行している自転車 2 歩行者が多いところでも自転車に乗って走っていること 3 車道を自動車の進行と逆向きで走っている自転車 4 交差点等で、一時停止せずに走っている自転車 5 傘をさしながら（傘を固定して）走っている自転車 6 携帯電話やスマートフォン等の操作や音楽を聴きながらの「ながら運転」をして走っている自転車 7 夜間等にライトをつけないで走っている自転車 8 二人乗りをして走っている自転車 9 並進して走っている自転車 10 信号無視をする自転車 11 フードデリバリーの配達時の自転車 12 ヘルメットを着用していない自転車 13 その他（具体的に記入　　）
10	Q8	1			自転車利用者 【Q1の回答1と2】	歩道のある道路を自転車で走行する際、どこを走ることが多いですか。 もっとも当てはまるものをお答えください。 歩道がある道路を走行しない方は、走行することを想定して回答してください。	単一	1 歩道の建物側 2 歩道の車道側 3 歩道の真ん中 4 車道の左側（自転車の進行の向きと同じ） 5 車道の右側（自転車の進行の向きと逆）
11	Q8	2			自転車利用者 【Q1の回答1と2】	普段、「Q8-1回答(例：歩道の建物側)」を走行する理由をすべてお答えください。（複数回答可） Q8-1で1～3を回答 回答の選択表示：1～7と10 Q8-1で4～5を回答 回答の選択表示：1～6と８～10	複数	1 安全で安心して走れるから 2 安全ではないが安心して走れるから 3 自転車の走行位置として路面などに表示がされているから 4 他の自転車も同じように走っているから 5 事故に遭うのを避けたいから 6 スピードを出して走れるから 7 車道を走るのが怖いから 8 歩道を走りたいが、幅員が狭く、歩行者も多く走れないから 9 自転車は「車の仲間」で車道を走らないといけないから 10 その他（具体的に記入　　）
12	Q8	3			Q8-2で「７車道を走るのが怖いから」と回答した方 【Q1の回答1と2】 かつ 【Q8-1の回答1～3】 かつ 【Q8-2の回答7】	Q8-2で「７車道を走るのが怖いから」と回答した方にお伺いします。 車道を走るのが怖いと感じる理由をすべてお答えください。（複数回答可）	複数	1 車道が狭いから 2 駐停車している自動車が多いから 3 車のスピードが速いから 4 交通量が多いから 5 逆走する自転車が怖いから 6 子供を乗せているから 7 車の自転車に対する注意が払われていないと感じるため 8 自転車の近くで自動車が追越しをするから 9 その他（具体的に記入　　）
13	Q8	4			Q8-1で「歩道を走行する」と回答した 【Q1の回答1と2】 かつ 【Q8-1の回答1～3】	Q8-1で「歩道を走行する」と回答した方にお伺いします。 常に歩道を走行していますか。	単一	1 基本的には歩道を走行している 2 車道を走行する場合もある
14	Q8	5			Q8-4で「２車道を走行する場合もある」と回答した方 【Q1の回答1と2】 かつ 【Q8-1の回答1～3】 かつ 【Q8-4の回答2】	Q8-4で「車道を走行する場合もある」と回答した方にお伺いします。 どのようなときに歩道を走行しますか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 普通自転車の歩道通行可の標識がある場所 2 歩道に歩行者が少ないとき 3 自動車が駐停車しているとき 4 子供を乗せているとき 5 車の通行が多い道路 6 悪天候のとき 7 その他（具体的に記入　　）
15	Q9				自転車利用者 【Q1の回答1と2】	走行環境の総合的な満足度（安全に走行できるか、快適に走行できるか、走行位置のわかりやすさなど）について当てはまるものを１つお選びください。	単一	1 満足 2 やや満足 3 やや不満 4 不満
16	Q10			駐輪環境	自転車利用者 【Q1の回答1と2】	あなたが主に利用する駐輪場を教えてください。	単一	1 市営の駐輪場 2 民営の駐輪場 3 学校もしくは勤務先の駐輪場 4 店舗等に設置されている駐輪場 5 上記以外の駐輪場 6 不明 7 駐輪場を利用しない
17	Q11				自転車利用者 【Q1の回答1と2】	駐輪場をご利用の際に感じる点について、当てはまるものをすべてお選びください。 （駐輪場を利用しない方は利用しない理由について、当てはまるものをお選びください。）	複数	1 目的地またはその付近に駐輪場がない 2 駐輪場に停めるのが面倒くさい 3 利用したくても駐輪場がいつもいっぱいだ 4 駐輪場がどこにあるのかわかりにくい（わからない） 5 駐輪料金がもったいない 6 キャッシュレス決済が使用できない 7 駐輪場に入りづらい（暗い・きたないなど） 8 駐輪場の設備が、乗っている自転車の規格にあわない（例：前かごが大きくラックに入らない、ラックにタイヤが入らない等） 9 そんなに長く自転車を停めない 10 その他（具体的に記入　　） 11 特にない
18	Q12				自転車利用者 【Q1の回答1と2】	京都市営の駐輪場に求めるサービス（設備）等について、求めるものを優先度の高い順に３つお選びください。	優先度高い順3つ	1 2段式ラックの改善 2 交通系ＩＣカード決済の導入（よく利用する交通系ＩＣカード決済：　　） 3 モバイル決済（QRコード決済等）の導入 4 防犯カメラの設置 5 子乗せ自転車用駐輪スペースの設置 6 着替えスペースの設置 7 コインロッカーの設置 8 駐輪スペースの予約 9 宅配ボックスの設置 10 サイクルロッカーの設置 11 ヘルメット置き場の設置 12 電動アシスト自転車用充電スポットの設置 13 休憩スペースの設置 14 メンテナンスサービス 15 スポーツタイプ対応の空気入れの設置 16 リペアステーション（自転車故障に対応する器具）の設置 17 市内駐輪場の満車・空車情報 18 情報発信（最寄りの観光地や自転車屋等の案内） 19 その他（具体的に記入　　）

19	Q13				すべて	放置自転車撤去には、自転車の返還時に徴収する撤去保管料のほか、税金がかかっていることについてどう思いますか。 もっとも当てはまるものを１つお選びください。	単一	1 全市民に還元される道路環境維持のためであるため、全額税金で賄うのもやむを得ない 2 全市民が使う道路の環境維持のために行われていることなので、一部、税金が投入されても仕方ない 3 撤去作業に掛かる費用が増額した場合は、放置する者が原因だから撤去保管料に全額反映すべきであ 4 税金を投入するなら撤去をやめるべき 5 撤去よりも啓発すべきで、要望があった場合にのみ撤去すれば良い（放置自転車が増えても仕方がな
20	Q14				すべて	京都市では以下のような放置自転車等防止の取組を行っていますが、どの取組が効果的だと思いますか。（複数回答可）	複数	1 啓発音声を流しながらトラックで走行 2 放置自転車等禁止をお知らせする看板を市内中に設置 3 各種広報媒体や駅構内・車内での広告掲示による啓発 4 駐輪場の整備を進めること 5 即時撤去すること 6 どれも効果的ではない 7 その他（具体的に記入　　）
21	Q15				自転車利用者 【Q1の回答1と2】	駐輪場の総合的な満足度（使いやすさ、目的地までの距離、営業時間、駐車料金など）について当てはまるものを１つお選びください。	単一	1 満足 2 やや満足 3 やや不満 4 不満
22	Q16			安全利用	自転車利用者 【Q1の回答1と2】	あなた又はあなたの家族は自転車保険に入っていますか。 【目転車保険の説明】　目転車保険は様々な種類があり、自転車保険と明記されている保険以外にも、火災保険・自動車保険・傷害保険などに「個人賠償責任保険特約」として付帯されているもの、共済や会社、PTAの保険のように団体で加入するもの、自転車車体にかけるTSマーク付帯保険、クレジットカード付帯保険などがあります。 また、保険契約者の同居の家族を対象にするものもあり、本人が気づかないうちに加入しているものもあります。 ※　回答前に保険加入チェックシートで自転車保険の加入状況を御確認のうえ、あてはまるものすべてお答えください。 https://kyoto-bicycle.com/insurance	複数	1 「自転車保険」と明記している保険に加入 2 火災保険の特約として加入 3 自動車保険の特約として加入 4 傷害保険の特約として加入 5 市民共済、全労済、生協などの共済に加入 6 点検・整備を受けた安全な自転車に付帯される「TSマーク付帯保険」に加入 7 小中高大学生が学校で加入するPTA保険など（高校生向けの全国高P連（全国高等学校PTA連合会）賠償責任補償制度、大学生向けの学研災付帯賠償責任保険など）に加入 8 会社など団体の構成員向けの団体保険 9 クレジットカードその他に付帯している上記以外の付帯保険に加入 10 加入はしているはずであるが、どんな保険か不明 11 その他（具体的に記入　　） 12 入っていない
23	Q17				Q16で「入っていない」の回答者 【Q16の回答12】	加入しない理由はどれですか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 自転車保険についてよく知らないから 2 加入手続きなど相談先がわからないから 3 保険料が高いから 4 加入について考えたことがないから 5 自転車保険の加入義務化を知らなかったから 6 事故の加害者になることはほとんどないと思うから 7 自転車に乗る頻度が少ないから 8 その他（具体的に記入　　）
24	Q18				すべて	あなたは以下に掲げる自転車の交通ルールを知っていますか。 **知っているルール**をすべて選択してください。	複数	1 車道走行が原則で、車道の左側を通行する 2 歩道で走るときは車道寄りを走る 3 歩道で走るときはすぐに止まれるスピードで走る 4 人の多い道路では自転車に乗らずに押し歩きをする 5 信号のない交差点では、徐行や一時停止等し、歩行者や自転車・車等車両の通行がないか確認する 6 必ず信号を守る 7 携帯電話やスマートフォン等の操作や音楽を聴きながらの「ながら運転」をしない 9 傘さし運転はしない 10 暗いときはライトをつける 11 二人乗りはしない（小学校就学の始期に達するまでの子を乗車の場合は除く） 12 横に並んで走らない 13 飲酒運転はしない 14 一時停止を守る 15 歩道を通行できる例外を除いて、歩道を走ってはいけない 16 交差点を右折するときには二段階右折をする 17 ヘルメットを着用する 18 すべて知らなかった
25	Q19				すべて	あなたが自転車のルール・マナーで、**守っていないと思うもの**について（自転車を利用しない方は、自転車利用者を見て、**守っていないと思うもの**について）すべてお答えください。	複数	1 車道走行が原則で、車道の左側を通行する 2 歩道で走るときは車道寄りを走る 3 歩道で走るときはすぐに止まれるスピードで走る 4 人の多い道路では自転車に乗らずに押し歩きをする 5 信号のない交差点では、徐行や一時停止等し、歩行者や自転車・車等車両の通行がないか確認する 6 必ず信号を守る 7 携帯電話やスマートフォン等の操作や音楽を聴きながらの「ながら運転」をしない 8 傘さし運転はしない 9 暗いときはライトをつける 10 二人乗りはしない（小学校就学の始期に達するまでの子を乗車の場合は除く） 11 横に並んで走らない 12 飲酒運転はしない 13 一時停止を守る 14 歩道を通行できる例外を除いて、歩道を走ってはいけない 15 交差点を右折するときには二段階右折をする 16 ヘルメットを着用する 17 上記以外のルール・マナー（具体的に記入　） 18 上記ルールはすべて守っている
26	Q20				自転車利用者 【Q1の回答1と2】	あなたは自転車に乗る時、自転車用ヘルメットを着用していますか。	単一	1 常に利用している 2 時々着用している 3 着用していない
27	Q21				前問でヘルメット未着用の者 【Q20の回答3】	自転車用ヘルメットを着用していない理由は何ですか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 ヘルメットを着用するのが面倒だから 2 ヘルメットを着用しなくても良いように日頃から安全な走行に気を付けているから 3 ヘルメットを着用すると髪型等が崩れるから 4 ヘルメットが高価だから 5 自転車から降りた後、ヘルメットを持ち歩くのが面倒だから 6 みんな着用していないから 7 その他（具体的に記入　　）

28	Q22				すべて	令和６年５月１７日に可決・成立した改正道路交通法についてお聞きします。			1	2		
		1				自転車の酒酔い運転に加え、酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。（令和６年11月1施行）	単一		知っている	知らなかった		
		2				スマートフォンなど手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 （令和６年11月1施行）	単一		知っている	知らなかった		
		3				車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、 〇自動車等…自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行 〇自転車等…できる限り道路の左側端に寄って通行 （令和６年４月１日施行）	単一		知っている	知らなかった		
		4				自転車等に対する交通反則通告制度（青切符※）の適用が導入されることとなりました。 （２年以内に施行予定） ※青切符とは・・・比較的軽微な違反を対象に現場で警察官が青切符を交付し、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科されない制度。	単一		知っている	知らなかった		
29	Q23				すべて	今まで自転車安全教育を受けたことがありますか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 小学校での自転車安全教室 2 中学校での自転車安全教室 3 高校での自転車安全教室 4 自動車教習所での自転車安全教室 5 交通安全イベント等での自転車安全教室 6 企業（自転車店）による自転車安全教室 7 受けたことがない 8 その他（具体的に記入　　）						
30	Q24				すべて	電動キックボード（（特例）特定小型原動機付自転車）利用者のルール・マナーについて、見ていて危険に感じるものをすべてお選びください。 ※　特定小型原動機付自転車の中でも、 ①「歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること」、 ②「歩道通行中、車体の構造上、6km/hを超える速度を出すことができないものであること」 などの要件を満たす車両は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を通行することができます。 ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。 （自転車歩行者専用道路の標	複数	1 飲酒運転 2 ヘルメットの着用なしでの使用 3 車道左側以外の通行 4 歩道通行時に、最高速度表示灯を点滅させていない（6km/hモードでない） 5 信号無視 6 二段階右折していない 7 歩行者優先しない通行 8 一時停止しない 9 スマートフォン等のながら運転 10 危険に感じたことはない 11 電動キックボードの利用者を見たことがない 12 その他（具体的に記入　　）						
31	Q25				すべて	安全利用の評価・満足度についてお聞きします。			1	2	3	4
		1				一時停止するなど交差点で危険な走行をする自転車が減った。	単一		そう思う（満足）	少しそう思う（やや満足）	あまりそう思わない（やや不満）	そう思わない（不満）
		2				歩道で歩行者に配慮した走行をする自転車が増えた（徐行、押し歩き等）。	単一		そう思う（満足）	少しそう思う（やや満足）	あまりそう思わない（やや不満）	そう思わない（不満）
		3				危険な走行（傘さし、二人乗り等）をする自転車が減った。	単一		そう思う（満足）	少しそう思う（やや満足）	あまりそう思わない（やや不満）	そう思わない（不満）
		4				車道左側を走行する自転車が増えた。	単一		そう思う（満足）	少しそう思う（やや満足）	あまりそう思わない（やや不満）	そう思わない（不満）
		5				総合的な満足度について当てはまるものを１つお選びください。	単一		そう思う（満足）	少しそう思う（やや満足）	あまりそう思わない（やや不満）	そう思わない（不満）
32	Q26			シェアサイクル	すべて	あなたは京都市内でシェアサイクルを利用したことがありますか。 利用したことがある方は最もあてはまる利用頻度をお選びください。	単一	1 知っているが利用したことがない 2 ほぼ毎日利用している 3 週に４、５回利用している 4 週に２、３回利用している 5 週に１回は、利用している 6 月に１回は、利用している 7 今までで２、３回程度利用したことがある 8 １回利用したが、その後は利用していない 9 知らないし、利用したこともない						
33	Q27			シェアサイクル	Q26で利用経験のある方のみ 【Q26の回答1～8】	シェアサイクルを利用した目的は何ですか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 通勤時の自宅近くから駅・バス停まで（または駅・バス停から自宅近くまで）の移動 2 通学時の自宅近くから駅・バス停まで（または駅・バス停から自宅近くまで）の移動 3 買い物等の日常生活での目的地付近までの移動 4 京都市内での業務（営業先回りや配達等） 5 公共交通が運行していない、または本数が少なく不便な場所での移動 6 行きは自転車だが、帰りは電車・バスを使いたいとき（またはその逆） 7 京都市内での観光やレジャー 8 サイクリング・トレーニング 9 その他（具体的に記入　　） 10 何で利用したか覚えていない						
34	Q28			健康増進・観光振興	すべて	健康増進や観光振興等、多様な場面で自転車が活用されていると感じますか。	単一	1 活用がされている 2 まあ活用がされている 3 あまり活用がされていない 4 活用がされていない						
35	Q29			観光振興	すべて	京都市内でのサイクリングの経験はありますか。 ※サイクリング：通勤や通学・買い物などの日常目的ではなく、観光・スポーツ等を目的とした自転車での移動。	単一	1 京都市内でサイクリングをしたことがある 2 京都市内でサイクリングをしたことはないが、興味はある 3 京都市内でサイクリングをしたことはなく、興味もない						
36	Q30			観光振興	Q29で「したことがある」と回答した者 【Q29の回答1】	前問で「したことがある」と回答した方にお伺いします。 サイクリングで京都市内のどこを訪問しましたか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 北山エリア 2 哲学の道・岡崎エリア 3 右京区北部（京北等） 4 嵐山・嵯峨野エリア 5 東山エリア 6 鴨川沿い 7 宇治川沿い 8 京奈和自転車道（桂川サイクリングロード） 9 西の鯖街道（京北・美山町を通るコース） 10 東の鯖街道（若狭街道（国道３６７号）を通るコース） 11 洛西・大原野エリア 12 琵琶湖疎水沿い 13 その他（具体的に記入　　） 14 わからない、覚えていない						

37	Q31			観光振興	Q29で「したことがある」「したことはないが、興味はある」と回答した者 【Q29の回答1と2】	Q29で「したことがある」又は「したことはないが、興味はある」と回答した方にお伺いします。 サイクリングで京都市内をまわってみたいエリアはありますか。 当てはまるものをすべてお選びください。	複数	1 北山エリア 2 哲学の道・岡崎エリア 3 右京区北部（京北等） 4 嵐山・嵯峨野エリア 5 東山エリア 6 鴨川沿い 7 宇治川沿い 8 京奈和自転車道（桂川サイクリングロード） 9 西の鯖街道（京北・美山町を通るコース） 10 東の鯖街道（若狭街道（国道３６７号）を通るコース） 11 洛西・大原野エリア 12 琵琶湖疎水沿い 13 その他（具体的に記入　　） 14 特にない
38	Q32			京都市の自転車政策	すべて	京都市で取り組んでいる自転車政策について、あなたが優先して実現してほしいものをすべて選んでください	複数	1 京都市郊外でのサイクルツーリズムの振興 2 公共交通機関と自転車の連携による移動利便性の向上 3 災害時における自転車の活用 4 自転車を活用した健康増進 5 市営駐輪場のサービス向上 6 矢羽根等の路面標示による走行環境整備の推進 7 自転車安全教室等による自転車安全教育の充実 8 サイクリスト受入環境の整備（サイクルサポートステーション等の整備） 9 撤去等の放置自転車対策 10 路上駐車対策等の自転車走行空間の確保 11 その他（具体的に記入　　）
39	Q33				すべて	京都市の取り組んでいる自転車政策（Q32参照）についてどのように感じておられますか。	単一	1 満足 / 2 やや満足 / 3 やや不満 / 4 不満

参考資料２

箇所図（詳細）（令和５年度調査箇所）

【調査実施箇所】河原町通

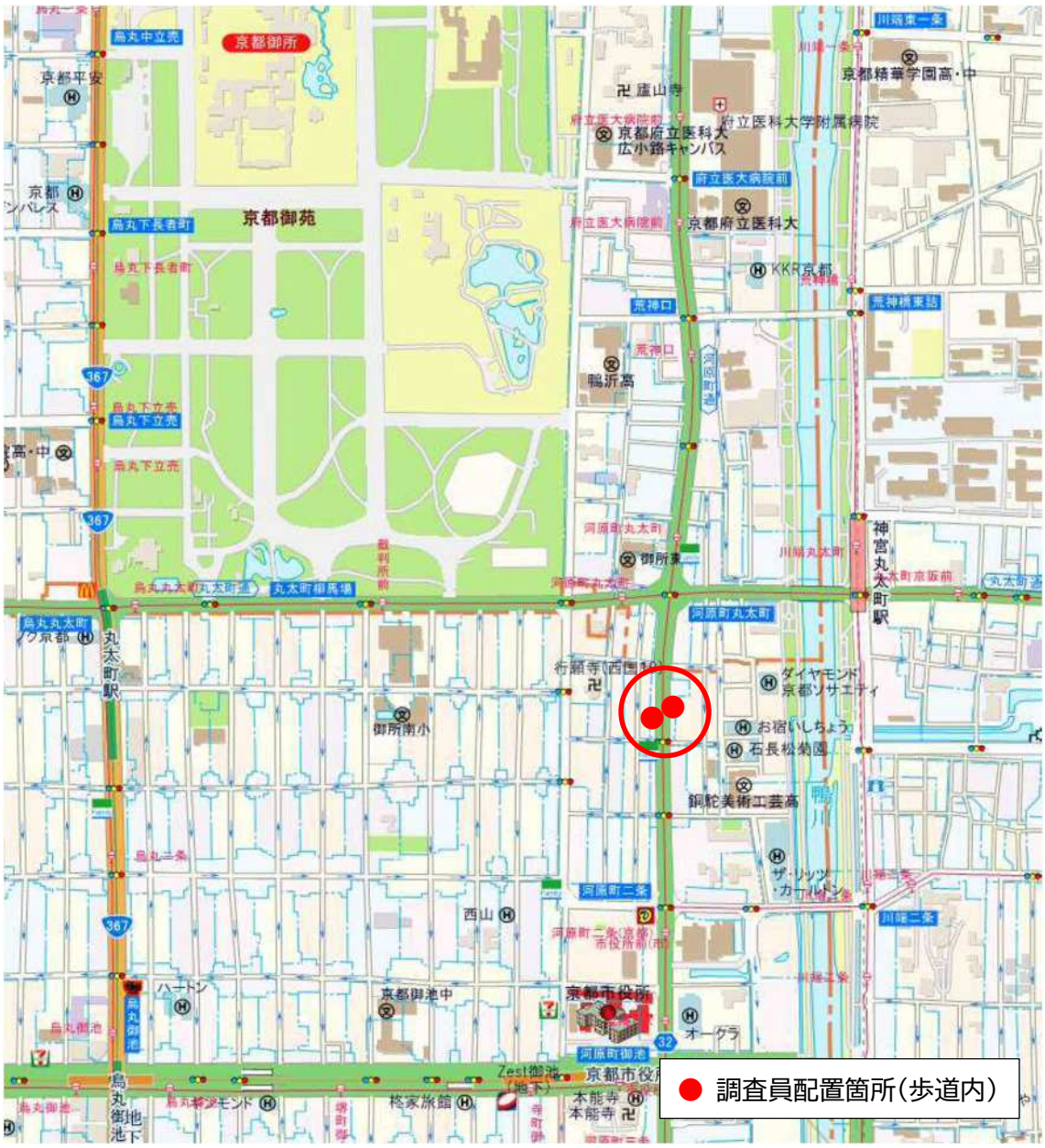

【調査実施箇所】丸太町通

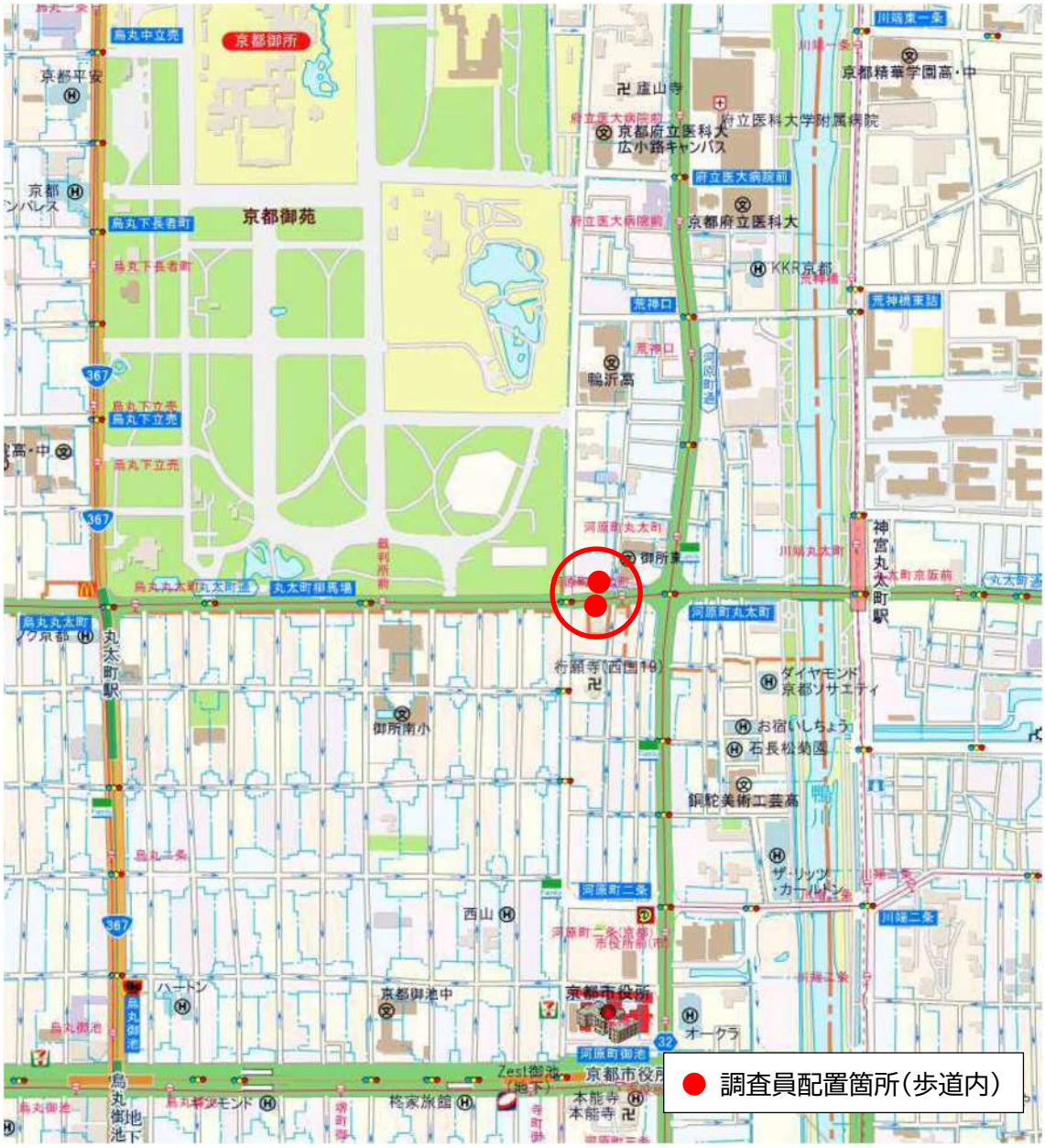
京都御所
京都御苑
京都平安
京都精華学園高・中
京都府立医科大
広小路キャンパス
府立医大病院前
京都府立医科大
KKR京都
荒神口
荒神橋東詰
鴨沂高
御所東
神宮丸太町駅
丸太町駅
丸太町御馬場
河原町丸太町
ダイヤモンド
京都ソサエティ
お宿いしちょう
石長松勇園
銅駝美術工芸高
御所南小
西山
河原町二条
京都市役所
京都御池中
ハートン
オークラ
Zest御池
本能寺
烏丸御池地下
調査員配置箇所(歩道内)

【調査実施箇所】烏丸通

京都府立大
北大路駅
北区役所
清明高
立命館小
大谷大
小山
地下鉄烏丸線
烏丸紫明
烏丸鞍馬口
鞍馬口駅
上御霊神社
出雲路
烏丸中
同志社大
烏丸キャンパス
室町小
相国寺
● 調査員配置箇所(歩道内)

【調査実施箇所】今出川通

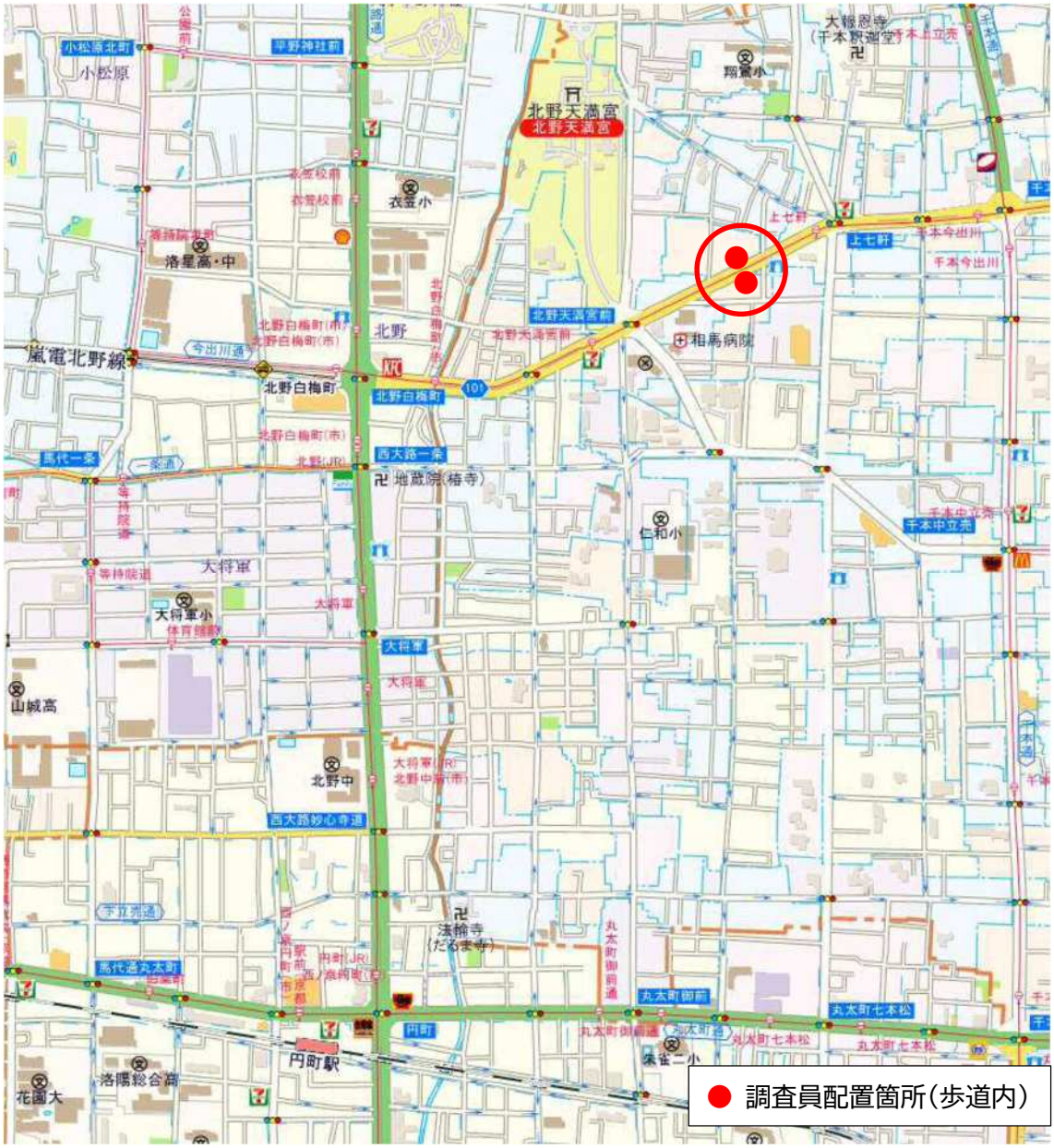
小松原北町
小松原
平野神社前
北野天満宮
衣笠小
洛星高・中
嵐電北野線
北野白梅町
今出川通
北野
北野天満宮前
相馬病院
上七軒
千本今出川
西大路一条
地蔵院(椿寺)
仁和小
千本中立売
大将軍
大将軍小
山城高
北野中
西大路妙心寺通
法輪寺
(だるま寺)
丸太町御前
丸太町七本松
円町
円町駅
洛陽総合高
花園大
● 調査員配置箇所(歩道内)

【調査実施箇所】三条通

JR西日本
キリン
ハーティス
平林町
洛東高校グラウンド
中溝町
馬場ノ西町
田山町
山田
京都復興教会
其枝
御所ノ内町
桟敷町
中小路町
ハーミテージ安朱
地下鉄東西線
上野寺井町
上野
京都地下鉄整備
山科駅
片山墓地
ビエラ山科
ふたば
京阪山科駅
JR山科
安朱
天徳町
ロイヤルハイツ
京都
山楽
北屋敷町
當麻寺
烏ノ向町
ルネス・ピース
光
大津畑町
山科駅前
ラクト
ユニクロ(3F)
南屋敷町
シャンポール
ロイヤル現代
ジャンカラ
菊ビル
山科(4F)
生涯学習総合センター
アスニー山科
日本生命
関西みらい
スタービル
外環三条
143
D'ARTE
トヨタレンタリース
リビエール
ユタカ
なか卯
護国寺
竹ノ街道町
Yショップ
京都薬科大南校地
西念寺
西ノ口町
しまむら
ケーヨーデイツー
メゾン・ド・ブランシェ
四丁野町
サンドラッグ
117
竹鼻
堂ノ前町
山科病院
マツヤ
● 調査員配置箇所(歩道内)

【調査実施箇所】御池通

宇多川橋
森ケ東町
162
奥畑町
禮子内親王墓
御室川
辻ノ内町
馬塚町
西ノ京藤ノ木町
安井
安井小
柳通町
辰巳町
太秦安井
水戸田橋
うたの里
西本願寺白光荘
ウィスタリアガーデン
水戸田町
大日本印刷
上刑部町
天神川通
安井西口
一町田町
西沢橋
天神川
西沢町
葛野大路通
上下水道局
太秦病院
中央佛教学院
御堂殿町
西本願寺
山ノ内橋
京都先端科学大前
太秦天神川駅
駅前
サンサ右京
保健福祉センター
交通局
中央図書館
右京区役所
京都先端科学大
太秦キャンパス
志津屋
山ノ内
京都薬品工業
松本町
五反田町
大町
宮脇町
猿田彦橋
庚申前
天神川三条
西八反田町
下角田町
猿田彦橋
112
北ノ口町
宮前町
柳原鉄工所
嵐電嵐山本線
山ノ内
葛野大路三条
上田鍍金
荒木町
中畑町
井尾製作所
木村九商店
西裏町
三橋製作所
苗町
ホンダドリーム
青山
木ノ下町
調査員配置箇所(歩道内)

【調査実施箇所】山陰街道

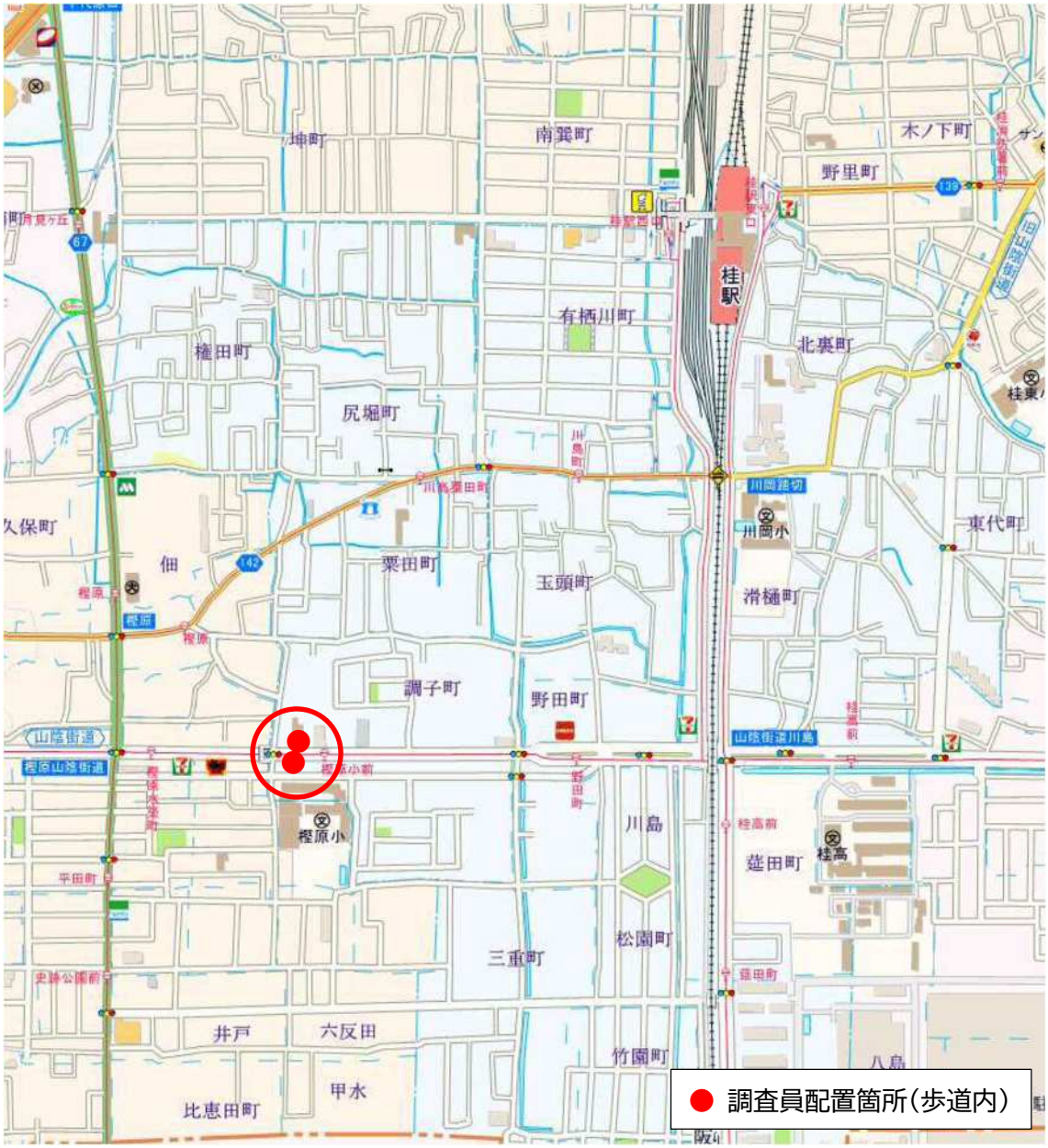
南巽町
木ノ下町
野里町
桂駅
有栖川町
北裏町
櫂田町
尻堀町
久保町
佃
栗田町
玉頭町
滑樋町
東代町
川岡小
調子町
野田町
山陰街道
川島
蓮田町
桂高
松園町
三重町
井戸
六反田
竹園町
甲水
比恵田町
調査員配置箇所（歩道内）

【調査実施箇所】河原町丸太町交差点

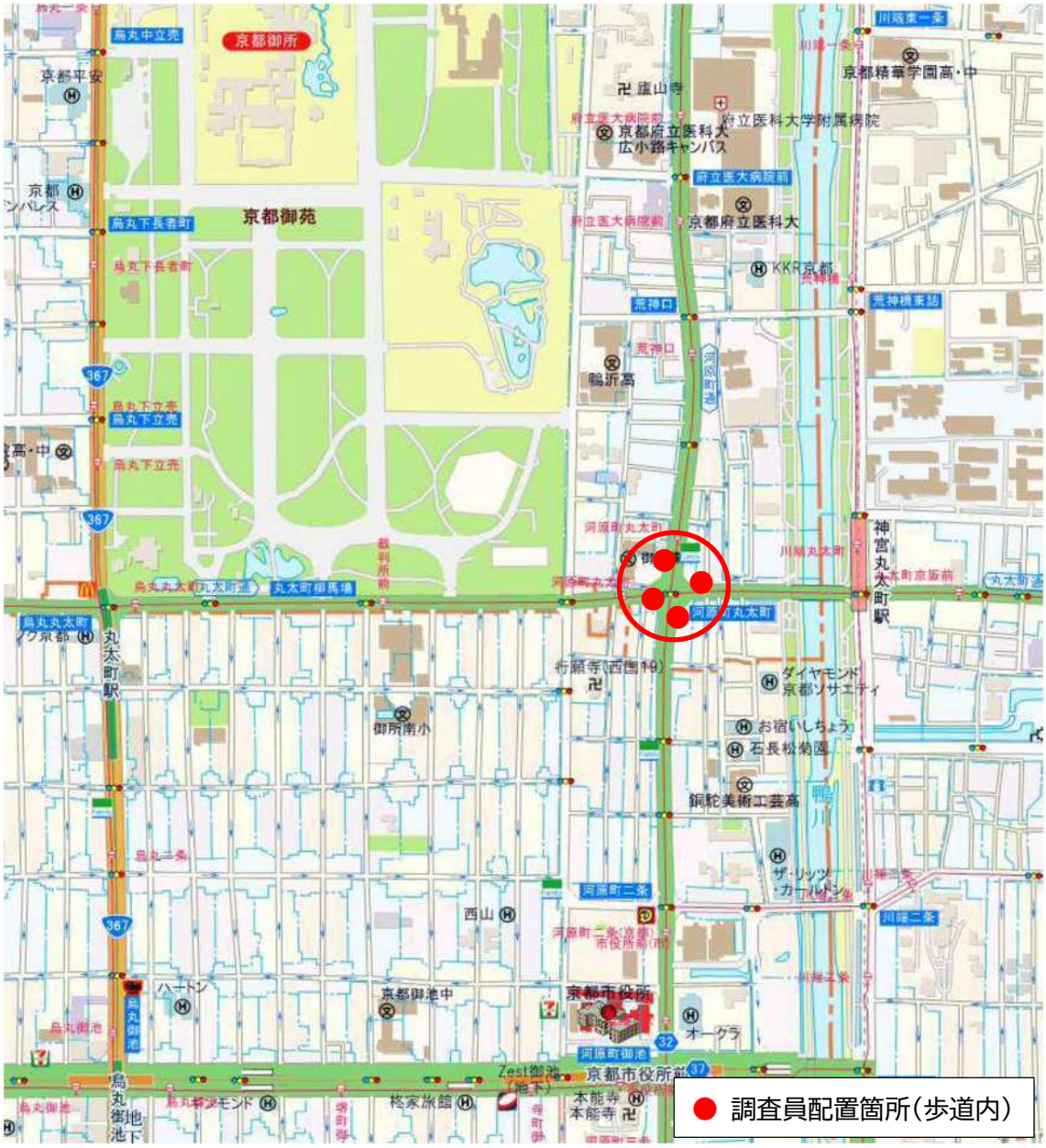

【調査実施箇所】烏丸紫明交差点

調査日時　　月　　日（　）（　　）時（　　）分　調査員名（　　）　　調査場所　**烏丸通**

利用自転車の種類（　1　一般車、　2　スポーツ系、　3　子ども乗せ自転車　）

自転車アンケート調査票　（調査員のヒアリングによる記入）

(1) 性別　【男性、女性、その他】

(2) 年齢　【10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上】

(3) 主な利用目的　【通勤、通学、業務、自由(買物など)、その他】

(4) 通行頻度　【ほぼ毎日、週4～5回、週2～3回、週1回程度、週1回程度未満】

(5) 免許の有無　【免許なし、原付免許のみ所有、自動車の免許所有】

幹線道路の自転車走行空間整備について

Q1　あなたは写真の烏丸通を自転車で通行するとき、どこを走っていますか。

1．だいたい歩道を走っている　　2．だいたい車道の左端を走っている

3．どちらを走る場合もある　　4．烏丸道は通らない、わからない

Q2　市内都心部の幹線道路において、右の写真の「矢羽根」を整備しています。「矢羽根」は、自転車利用者が車道の左側を安全・快適に走行できるように、車道の路面上に走る場所と方向を示したものと知っていますか。

1．知らない、初めて見た

2．見たことがあるが、何を示すか知らなかった

3．見たことがあり、意味も知っている

Q3　矢羽根が整備されている区間を自転車で走行する時に、走行する場所に変化がありましたか。

1．車道を走行するように変わった	2．ときどき車道を走行するように変わった
3．元々車道を走っていたので変わらない	4．元々歩道を走っており、変わらない
5．矢羽根が整備された区間を走っていないので分からない	

Q4　Q3で回答した理由について、お答えください。（複数回答可）

1．車道を走行しやすくなったから
2．車道を走行することが怖い又は危険と感じるから
3．歩道のほうが走りやすい、安心して走行できるから
4．駐停車車両などの障害物があり走りにくいから
5．その他（　　）

Q5　Q4で「2．車道を走行することが怖い又は危険と感じるから」と回答した方にお聞きします。どういったことに「怖い又は危険」と感じますか。

1．自動車による幅よせ	2．自動車による追い越し
3．原付やバイクと同じ場所を走行すること	
4．その他（　　）	

Q6　自転車を運転していて、「あぶない」と感じることがありますか。その時の相手は誰ですか。（複数回答可）

1．歩行者	2．自転車	3．電動キックボード
4．原付やバイク	5．自動車やタクシー	6．貨物車（トラック）
7．自転車に乗っていて、「あぶない」と感じたことはない、　その他		

Q7　自動車免許をお持ちの方に、自動車で矢羽根の整備区間を走行する時の運転についてお聞きします。

1．矢羽根を意識して少し右寄りや自転車の走行に注意しながら運転している
2．矢羽根を意識はするが、運転は変わらない
3．矢羽根を特に意識はしない
4．矢羽根が整備された区間を走っていないので分からない

Q8 何かご意見があれば、ご自由にお聞かせください。

◎　ご協力ありがとうございました。

調査日時　　月　　日（　）（　　）時（　　）分　調査員名（　　）　　調査場所　**西京区**

利用自転車の種類（　1　一般車、　2　スポーツ系、　3　子ども乗せ自転車）

自転車アンケート調査票　（調査員のヒアリングによる記入）

(1) 性別　【男性、女性、その他】

(2) 年齢　【10 歳代、20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳以上】

(3) 主な利用目的　【通勤、通学、業務、自由(買物など)、その他】

(4) 通行頻度　【ほぼ毎日、週４～５回、週２～３回、週１回程度、週１回程度未満】

(5) 免許の有無　【免許なし、原付免許のみ所有、自動車の免許所有】

幹線道路の自転車走行空間整備について

Q1　あなたは写真の山陰街道を自転車で通行するとき、どこを走っていますか。

1．だいたい歩道を走っている	2．だいたい車道の左端を走っている
3．どちらを走る場合もある	4．山陰街道は通らない。わからない

Q2　右は京都市が、市街地の車道に整備を進めている「矢羽根」といいますが、自転車利用者が車道の左側を安全・快適に走行できるように、車道の路面上に走る場所と方向を示したものと知っていますか。

1．知らない、初めて見た

2．見たことがあるが、何を示すか知らなかった

3．見たことがあり、意味も知っている

Q3 普段、自転車に乗って歩道のある道路を通行する場合、下のどこを走りますか。

1．歩道の建物側	2．歩道の車道側	3．歩道のまん中	4．車　道

Q4　その場合、自転車の走行方向は意識していますか。

1．左側通行を意識している　　2．左側通行は意識していない

3．その他（　　）

Q5「矢羽根」が整備されれば、自転車で走る場所は変わると思いますか。

1．歩道を走ると思う

2．車道を走る機会が増えると思う

3．もともと亘道を走っている

4．わからない　その他

Q6　自転車を運転していて、「あぶない」と感じることがありますか。その時の相手は誰ですか。（複数回答可）

1．歩行者	2．自転車	3．電動キックボード
4．原付やバイク	5．自動車やタクシー	6．貨物車（トラック）

7．自転車に乗っていて、「あぶない」と感じたことはない、　その他

Q7 自動車免許をお持ちの方に、お聞きします。

1．矢羽根を意識して少し右寄りや自転車の走行に注意しながら運転すると思う

2．矢羽根を意識しても、運転は変わらないと思う

3．矢羽根を特に意識はしないと思う

4．矢羽根が整備された区間を走ったことがないので分からない

Q8 何かご意見があれば、ご自由にお聞かせください。

◎　アンケートのご協力いただき、ありがとうございました。

次期計画策定の流れ（案）

参考資料４

年月		取組内容	
令和７年度	７月頃	審議会	・現計画の現状報告 ・次期計画の諮問、日程、方向性など
	９月～１２月頃	策定部会（仮称） ※４回程度実施	・推進事業や評価指標の検討など
	１月頃	審議会	・素案審議①
	３月頃	審議会	・素案審議②、パブリックコメント実施について

※令和８年度にパブリックコメント実施、計画策定予定。